

令和 7 年 3 月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

(関係資料)

令和 7 年 3 月 1 2 日

令和 7 年 3 月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第47号	財産（土地）の処分について……………	3
議案第47号関係資料	東原工業団地産業用地位置図……………	4
議案第48号	財産（土地）の処分について……………	5
議案第48号関係資料	東原工業団地産業用地位置図……………	6
議案第49号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	7
議案第50号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……………	13
議案第51号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	24

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 7 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 地 番 | 伊那市東春近 6 8 7 1 番 1 |
| 2 | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 地 積 | 1 1 , 7 8 6 . 6 1 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 1 6 0 , 2 9 7 , 8 9 6 円（1 平方メートル当たり 1 3 , 6 0 0 円） |
| 5 | 相 手 方 | 伊那市西春近 2 2 4 3 番地 4
菊池光学株式会社
代表取締役社長 菊池 正毅 |

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

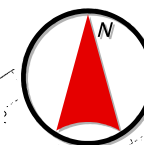
伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

東原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

議案第47号関係資料

東原工業団地産業用地位置図



【提供用地】
東原工業団地
B区画

1 提供用地	
団地名及び区画	東原工業団地B区画
地番及び地積	伊那市東春近6871番1 (11,786.61㎡)
売却価格	160,297,896円
2 売却先企業	
企業名	菊池光学株式会社
所在地	伊那市西春近2243番地4
資本金	10,000万円
代表者	代表取締役社長 菊池 正毅
従業員	30名
事業内容	画像処理システムの組立・光学機器・光学部品の製造及び販売

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 地番 | 伊那市東春近 6822 番 1 |
| 2 | 地目 | 宅地 |
| 3 | 地積 | 21,549.11 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 293,067,896 円（1 平方メートル当たり 13,600 円） |
| 5 | 相手方 | 東京都大田区矢口 3 丁目 14 番 15 号
株式会社タンケンシールセーコウ
代表取締役社長 和田 正人 |

令和 7 年 3 月 12 日提出

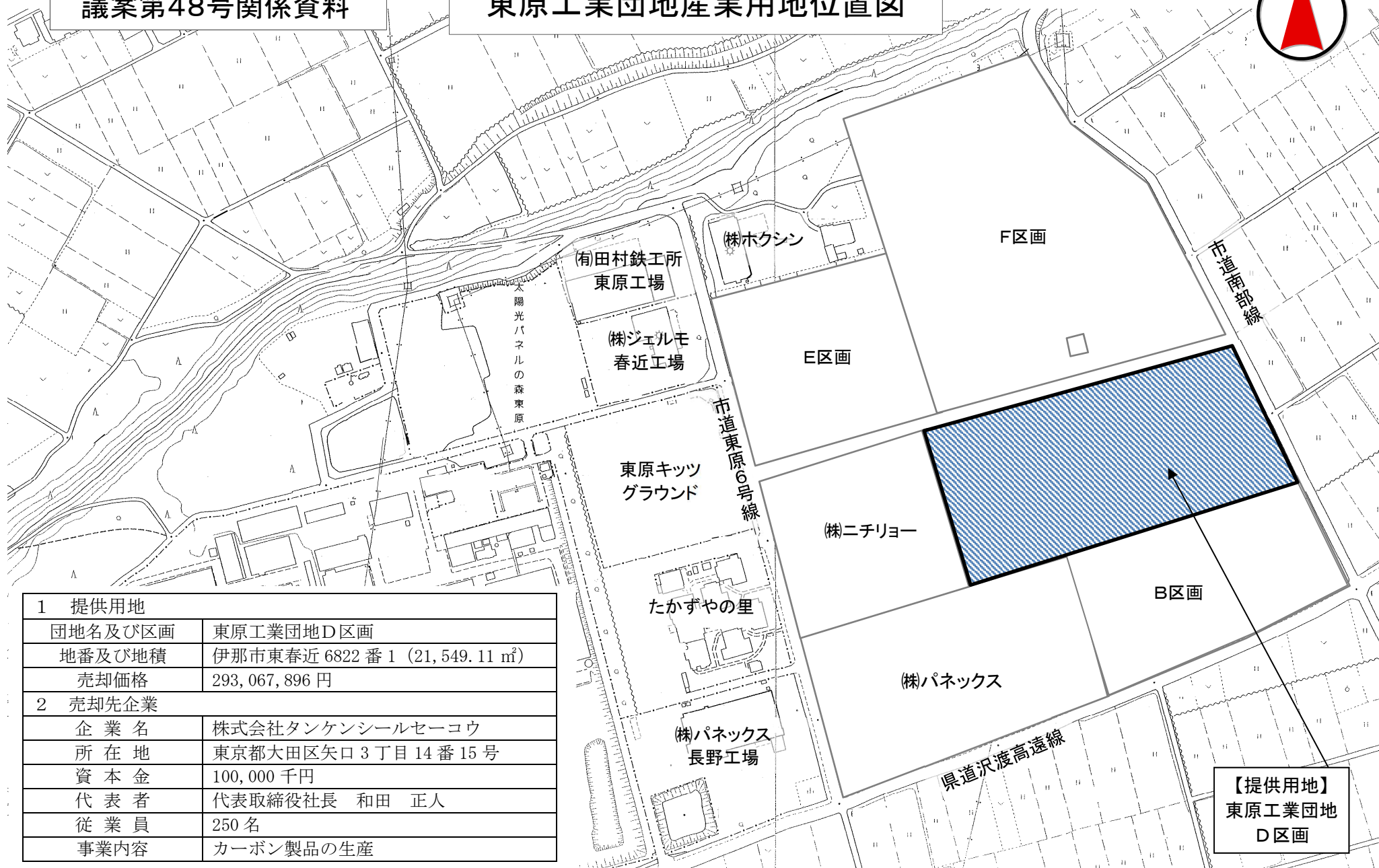
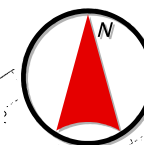
伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

東原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

議案第48号関係資料

東原工業団地産業用地位置図



1 提供用地	
団地名及び区画	東原工業団地D区画
地番及び地積	伊那市東春近 6822 番 1 (21,549.11 m ²)
売却価格	293,067,896 円
2 売却先企業	
企業名	株式会社タンケンシールセーコウ
所在地	東京都大田区矢口3丁目14番15号
資本金	100,000 千円
代表者	代表取締役社長 和田 正人
従業員	250 名
事業内容	カーボン製品の生産

【提供用地】
東原工業団地
D区画

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊那市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	（利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

旧	新
2 略	2 略
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること</u>。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育

旧	新
を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときには、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る	を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3</u> <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確

旧	新
<u>連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u>	<u>保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6 略</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u>

旧	新
<u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略	<u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略
附 則	附 則
1 ～ 4 略 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	1 ～ 4 略 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 1 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の施行により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊那市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（家庭的保育事業者等の一般原則） 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第 2 号、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項並びに第 17 条第 1 項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 ～ 7 略	（家庭的保育事業者等の一般原則） 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条<u>第 1 項</u>第 2 号、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項並びに第 17 条第 1 項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 ～ 7 略
（保育園等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下こ	（保育園等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下こ

旧	新
の条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、<u>家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）</u>、<u>幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）</u>を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、	の条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）<u>、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）</u>（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること</u>。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、

旧	新
当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。	当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、<u>家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4</u> 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。

旧	新
(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4 略</u> <u>5 略</u>	(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6 略</u> <u>7 略</u>

旧	新
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略
(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚</u>	(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内</u>

旧	新
<u>生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	<u>閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略	(職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略
(職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき	(職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき

旧			新		
1 人（法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき 1 人 3 略			1 人（法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき 1 人 3 略		
（設備の基準） 第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。			（設備の基準） 第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
略			略		
4 階	常用	1 ～ 2 略	4 階	常用	1 ～ 2 略

旧			新		
以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項<u>第1号</u>に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項<u>第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。） 2～3 略	以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項<u>第2号</u>に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項<u>第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。） 2～3 略
ウ～ク 略			ウ～ク 略		
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ			（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れ		

旧	新
る場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 略	る場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 略
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 略	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 略
附 則	附 則
1 ～ 3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等 (特例保育所型事業所内保育事業者を	1 ～ 3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等 (特例保育所型事業所内保育事業者を

旧	新
除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～6 略	除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～6 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月12日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の施行等により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（補償基礎額） 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	（補償基礎額） 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

旧	新														
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。														
別表（第5条関係） 補償基礎額表	別表（第5条関係） 補償基礎額表														
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><td>10年未満</td><td>10年以上20年未満</td><td>20年以上</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><td>10年未満</td><td>10年以上20年未満</td><td>20年以上</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上
階級		勤務年数													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上												
階級	勤務年数														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上												

旧				新			
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 1～2 略				備考 1～2 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和7年3月12日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 7 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。